

犬山市新規就農支援補助金のご案内

これから農業を始めるにあたり必要な資材など、初期投資にかかる費用を支援し、新規就農の促進を行います。

1 制度の概要

(1)対象者は次のすべての要件を満たす方

- ① 自ら生産した農作物を販売する計画があること
- ② 令和8年度中に就農を開始する又は就農を開始してから5年以内であること
- ③ 経営発展支援事業を受給していない、又は過去受給したことがないこと
- ④ 目標年度における農産物の目標販売金額が年間 50 万円以上の事業計画であること

(2)支援の内容

市内農地で新たに農業を開始するために必要な次の経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く)について補助します。

- ① 農業用資材等の購入に要する経費
- ② 農業用機械及び農業用器具の購入に要する経費
- ③ 農業用施設の整備に要する経費

(3)補助額

1の(2)の①～③に掲げる経費の合計額の2分の1。ただし、30万円を上限とします。

2 必要書類

- ①申請書(市HPからダウンロード可能です)
- ②計画書(市HPからダウンロード可能です)
- ③見積書の写し
- ④仕様がわかるもの(1の(2)の②及び③の場合のみ)

3 事業のスケジュール

(1)申請期間 令和8年5月8日(金)から同年6月8日(月)まで

※申請内容を審査したうえで交付の可否を決定します。

(2)補助金支払いまでの流れ

- | | |
|-----------------|---------------------------------|
| 令和8年7月 | ・交付決定 |
| 令和8年8月～令和9年3月上旬 | ・申請者からの実績報告、補助金請求
・市から補助金支払い |

支援の対象となる経費の例

- (1) 農業用資材の購入に要する経費
 - ・土壌改良に必要な「たい肥」、「石灰」
 - ・作付けに必要な「肥料」、「種苗」、「マルチ」等の資材
 - ・出荷の際に必要な「パレット」等の資材
- (2) 農業用機械等の購入費及び賃借料
 - ・耕運機、収穫用の機械
 - ・耕作や農地改良等に必要な重機
- (3) 農業用施設の整備に要する経費
 - ・農業用ハウス、農業用機械等を保管する倉庫

※この他の経費が支援の対象になるかの確認は、下記までご相談ください。

Q & A

(質問) 農産物の販売先はどのようなところがありますか。

(答え) スーパーマーケット等の小売り店、朝市等販売先は特に指定はありません。

(質問) 本業は別にあり、兼業農家として農業を始めたいが補助金の対象になりますか。

(答え) 自ら生産した農作物を販売する目的で農業を開始する場合は、補助金の対象になります。(自家消費の場合は対象外です。)

(質問) 他市町で5年以上前から農業の経験があるが、これから犬山市で農業を始める場合は補助金の対象になりますか。

(答え) すでに5年以上の農業経験がある場合は対象になりません。

(質問) 今年度に農地を借りて栽培を始めるが、販売が来年度以降の予定の場合、補助の対象になるか。

(答え) 農作物を栽培し販売に至るまでに一定期間必要であることから、販売時期が申請年度以降になる場合も補助金の対象としています。

問い合わせ先 犬山市役所経済環境部産業課

電話 0568-44-0341 FAX 0568-44-0367

Email 040900@city.inuyama.lg.jp